

- ① TPP 支援策という形でだされた「担い手確保・経営強化支援事業」は補助率 5 割で個人の認定農家でも申請できる制度で多くの農家から要望がでた。県全体で要望がでている事業費総額は約 47 億円。補助要望額は約 23 億円ときいているが、何自治体何地区から要望が出されているのか、うかがう。〔18 自治体 62 地区〕
- ② そのうち 8 自治体 12 地区のみ採択されて、補正予算は約 2 億 6 千万円である。圧倒的に予算が不足。仙台市では津波被災地の六郷や岡田、石巻市では北上、山元町の山下、そして風評被害に苦しむ丸森なども評価ポイントが不採択になった。全国ベースでも 5 倍の要求額と伺っている。あまりにも枠が少ない。国へ枠の拡大を求めるべき。
- ③ 専業化・法人化・規模拡大路線をひた走る今の農政だが、兼業農家をふくめ、人がいなければ農村集落はあらゆる意味で維持できない。農村集落を守るために、多様な農家支援策を国に求めるとともに、県もつくっておこなうべき。今回、移住・定住推進費も増額計上されたが、宮城県県の基幹産業、地場産業の柱である農業で生活できる環境を整えることが何よりの移住・定住施策となると思う。個人でも、兼業農家でも使える県独自の農家支援策をつくっていくべき。知事に聞く。
- ④ 広域防災拠点整備事業の総事業費約 295 億円の財源内訳を伺う。
- ⑤ 県単独で負担する費用は約 140 億円と算定されている。国からの復興分、一般分あわせて社会資本整備総合交付金や県債発行で戻る交付金などでは賄いきれない、県の財政負担が大きいのではないのか。伺う。
- ⑥ 内閣府の「広域防災拠点配置三条件（方面別配置・市街地が連坦するエリアの周縁部に配置・アクセス性確保）」や総理府消防庁が提案する「広域防災拠点三機能（利便性・自立性・代替性）」を満たしていない。特に、「市街地が連坦するエリアの周縁部に配置」という条件を挙げていることを知事はどう考えているのか。
- ⑦ 県は、広域防災の候補地選定に際して、何を参考にしたのか、伺う。
- ⑧ 内閣府の資料は知らないのですか？
- ⑨ この宮城野原の「地盤」の評価をめぐって、21 年評価では○の地盤強化としていたものを、25 年評価では、なぜ△なのか。災害リスクや面積などは△という評価も設定しているが、「地盤」の評価には○と×（地盤災害の恐れあり）しか、設けていなかったのに、なぜか。伺う。
- ⑩ 自分でつくったルールを勝手に変えて△にしている。25 年評価で宮城野原は総合評価 20 点で最も高いとされている。○は 2 点、×は 0 点。もし、地盤を×にすると、総合評価が 19 点の三本木新世紀公園と同じ 19 点になってしまうから、まずい…とを思って、ないはずの△をでっちあげたといえるのではないのか。

- ⑪ さらに、面積の評価も「敷地拡張により確保可能」として○の2点を加えている。どういうことなのか。面積要件は国に、どういう申請を行っていたのか。伺う。
- ⑫ この間、都市計画課や国交省の担当職員に聞いた時に面積が変わる。どういうことなのか、説明を求める。
- ⑬ 総合運動公園 15,4ha をたして 32,9ha、33ha で申請したという。しかし、総合運動公園は仙台市が市内に 8 か所指定している広域避難場所のひとつ。最大 37000 人の近隣住民の避難場所になっている。しかも、仙台市は広域避難場所の面積を 7.4ha としている。建物であるスタジアムや陸上競技場などを除いている。妥当な判断といえる。地域の指定避難所に対応できない大災害時に、仙台市民が避難してくる場所である。広域防災拠点と両立しないのではないのか。
- ⑭ 仙台医療センター（約 5.5ha）との連携を主張しているが、仙台医療センターも重篤な被災者が全県からヘリコプターや救急車で搬送されてくる。東日本大震災時の石巻日赤病院があのように機能を十分に果たせたのは、周辺にひろい駐車場などの敷地があったからと伺っている。医療センターの敷地もカウントできない。わずか 17.5ha の JR 貨物の敷地だけでは広域防災拠点としての機能は果たせないのではないのか。
- ⑮ 全国からの救援物資や消防・自衛隊の救援大隊が一気に集中し、物資の荷卸し、保管、配分、配送そして救援のヘリコプターが何台も駐機でき、各地からの人員を受け入れ、野営できる広大な面積が必要。だから、国の基準面積は 50ha。面積の評価も○ではなく、×ではないか。
- ⑯ また、高速道路とのアクセスも仙台東 IC が利用可能で○となっているが、仙台市の長町利府線断層の地震による液状化予測マップでは仙台東 IC を中心に、この辺一帯が「液状化の危険性が極めて高い」、真っ赤な地域。仙台東 IC は使えないと考えて、×にすべき。
- ⑰ 利府長町断層による地震被害を想定していないといえるのではないのか。
- ⑱ 広域防災拠点はその位置づけからいっても、最悪の大災害にも耐えうるものとして整備すべきではないのか。
- ⑲ さらに、JR 貨物は 6 月 9 日、移転先に岩切だけでなく燕沢も加え、面積は 4 ha 増えて 23ha に変更された。これまで、岩切地区の住民説明会は 4 回ほど開催しているが、燕沢の住民にはまだ説明会も開いていない。燕沢には長町のあった機関区が 2000 年に移転してきてから騒音・振動などで住環境が脅かされ、JR 貨物・仙台市と交渉してきた経過があるがほとんど解決されていない。長町から燕沢に移転する事業を認可したのは宮城県だということを土木部は知っていますね。
- ⑳ 知事はどうですか。

21 今回の計画変更に伴い、さらに住環境が悪化する可能性があり、燕沢地区周辺住民から不安と心配の声があがっている。「移転するのはJR貨物であって、県は関係ありません」という考えは住民には通用しない。住民に対して、県も責任を持って対応すべきだがいかがか。燕沢地域住民への説明会をJR貨物とも相談して、早期に開催すべき。

22 また、県議会にも報告・説明しないまま、6月13日にJR貨物と「基本合意書」を締結した。議会軽視と言わざるを得ないがいかがか。

23 知事は昨日、「反省している」と言っていたが、説明責任も十分にはたしていないのにも関わらず、こんなにも問題が山積み。そういうなかでの予算計上は拙速。県議会に対して十分な報告と説明が必要であり、それを踏まえて議会としての調査と議論が必要。このまま予算を無理やり通すのはやめて、用地費取得費計上と債務負担行為設定はいったん撤回すべき。

24 この広域防災拠点整備には、県の財源が140億円も投入される。このような大きなお金があるなら、大震災から助かったいのちや健康を守ること、被災者の生活に欠かせない住宅確保に最優先につかうべきではないのか。140億円の半分、あるいは四分の一の35億円あれば、様々な施策を県独自に進めることができる。以下、今、優先されるべき施策のいくつかについて提言しながら伺う。

まず、被災者の医療・介護費、後期高齢者医療費の免除について伺う。医療は移住・定住促進をすすめる大事な要素。被災地の人口流出は深刻な課題。被災地間で、また、世代間で宮城県はたいへんな格差が被災者の医療について生じている。昨年まで、国保と介護費の免除制度を続けていた自治体のうち、この春以降も継続しているのは9自治体。そして、75歳以上のかたの後期高齢医療費の免除制度はすべての市町で廃止された。

高齢者の負担が大きくなるという、逆立ちした状況。4月16日に75歳になった心臓にペースメーカーをいれている男性が4月も30000円。5月も6月も3万円ずつ医療費を払った。障がい者医療費助成で償還されるが4月分もまだ戻ってこない。76歳の男性も4月から毎月2万円を支払っているが、もう生活できない…という話を聞いた。半分を市町が負担するなら医療介護の免除制度、後期高齢者医療制度の免除を復活するのに必要なお金は7億5000万円。

県が責任をもって復活、継続させるべき。

25 次に、「災害孤独死」の調査対象の拡大について伺う。

この春から、県は「災害孤独死」の定義を改めた。昨年11月議会で、被災者の孤独死を防ぐため定義の見直しを求めた私としても一歩前進を歓迎する。が、まだ十分とはいえない。県が把握、調査しているのはプレハブ仮設住宅のみである。先日、多賀城市の災害公営住宅で孤独死があったと報道された。災害公営住宅とみなし仮設住宅も対象にすべき。県警でも、災害公営住宅やみなし仮設住宅の場所がどこであるかの情報をもらえれば、臨場した件数を提供することはできるとのこと。被災者の孤独死・不審死を防ぐための的確な手立てを講ずるためにも必要なこと、災害孤独死の調査対象をみなし仮設住宅や災害公営住宅にも拡大し、公表すべきであるが、いかがか。

26 兵庫県では、災害公営住宅の高齢化率（65歳以上の人全体に占める割合）を調査し対応策を進めてきた。宮城県でも災害公営住宅の高齢化率を調査、把握し発表すべき。災害公営住宅の

健康調査を行っていると同っているが、いつ頃、結果がまとまり発表するのか。高齢化率も計算できるのではないのか。

- 27 先日、石巻市が災害公営住宅の住民を対象にした健康調査結果を発表した。約半数に持病があり、要支援・要介護認定者は高齢者の4人に一人と市域全体に比べても多く、支援を必要とする住民が災害公営住宅に多い実態が浮き彫りになった。また、巨理町の災害公営住宅の高齢化率は45%と町全体の2倍にもものぼっていることも報道されている。

H18年から兵庫県が復興基金を運用して行っている「高齢者自立支援ひろば事業」は常駐での見守り、健康づくり、コミュニティ支援、情報交換情報発信のプラットフォームの場という4つの機能をもつ「災害公営住宅の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる包括支援のしくみづくり」。県内7市51か所で74名のスタッフで行われている。宮城県では初めから高齢化率が高いと思われる。こうした対策、支援が必要ではないか。いかがか。

- 28 配布資料は大震災復興調査特別委員会が兵庫県に調査に行った際に、いただいたもの。復興基金の運用についての違いを兵庫県がまとめたもの。新潟県も兵庫県と同様に、県が財団を作り基金を管理し、さまざまな支援制度をつくった。中越地震では、被災住民と行政をつなぐ役割として、生活支援相談員と地域復興支援員という二通りの制度をつくり、人を配置して、被災して壊れそうになったコミュニティを維持、支援した。基金運用の在り方として、金利も違うし、どちらが良いとは一概に言えない。しかし、そこにあるように県内の被災者間での公平を担保するためには自治体間の連携・調整が必要であり、それは県の果たすべき役割。災害公営住宅にお住まいの高齢者や障がいをお持ちの方などの見守りや健康・コミュニティづくりを市町まかせにせず、県も本腰を入れて支援すべきと思うがいかがか。重ねて伺う。

- 29 今年は「住生活基本法」制定10年にあたる。これにより、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることが位置づけられ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を国と自治体に義務付けている。先日、住宅の再建方針がまだ決まっていない仮設住宅入居者が県内に1853世帯いると報道された。国と自治体に責任がある。災害公営住宅が足りない。また、県として民間ストックも活用した対応を充実すべき。宮城県には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、居住支援協議会を26年度から設置している。この間の活動内容、3つの部会の様子など、簡潔に概略を伺う。

- 30 被災者住み替え支援部会もある。神戸市や東京都豊島区などの居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の方々が住まいを確保するのに障害となっている課題を整理し、連帯保証人制度や家賃補助制度などの支援施策を講じている。宮城県の住生活基本計画も5年を過ぎて、見直しの時

期もきている。民間団体や市町村もメンバーとなっている、この居住支援協議会を充実させ、実行ある住宅確保支援策を講じていくべきではないのか。伺う。

4840 字